

指定居宅介護支援事業者 様

岡山市長 大森 雅夫
(公 印 省 略)

令和7年度前期以降の居宅介護支援費の算定に係る
特定事業所集中減算の取扱いについて (通知)

特定事業所集中減算については、平成18年度に創設されて以降、介護報酬改定において、
たび重なる見直しが行われてきました。

このたび、「平成30年度前期以降の岡山市における特定事業所集中減算の取扱いについて
(別添1)」を改訂し、平成7年度前期(判定期間が3月1日～8月末日)以降から適用しま
すので、通知します。

各指定居宅介護支援事業者におかれましては、下記の内容をご確認いただくとともに、本
制度のご理解と運用に十分留意していただきますようお願いいたします。

記

1 主な変更内容

(1) 届出書の提出

＜変更前＞ 80%を超えたか否かにかかわらず、全ての居宅介護支援事業所

＜変更後＞ 算定の結果80%を超えた場合

(2) 算定要件等

岡山市における「正当な理由の範囲」

＜変更前＞ 営業時間や加算算定等、岡山市で具体的な項目を設定

＜変更後＞ 具体的な項目として設定していた理由についても「居宅サービス事業
所の選択に係る確認書」により個別に判断

2 具体的な取扱い

判定期間、減算適用期間、判定方法、算定手続、正当な理由の範囲等については、「令和
7年度前期以降の岡山市における特定事業所集中減算の取扱いについて(別添1)」を参照
ください。

3 届出様式

岡山市事業者指導課ホームページからダウンロードしてください。(4月以降、更新予定)
https://www.city.okayama.jp/soshiki/16-3-1-0-0_8.html

- ・「特定事業所集中減算に係る届出書(様式1又は様式1-1)」
- ・「特定事業所集中減算に係る理由書(様式2)」
- ・「サービス事業所の選択に係る理由書(サービスの質が高いことに限る)(参考様式1)」
- ・「サービス事業所の選択に係る確認書(参考様式2)」

【担当】岡山市保健福祉局事業者指導課 訪問居宅事業者係
〒700-0913
岡山市北区大供三丁目1-18 KSB会館4階
電 話：(086) 212-1012
FAX：(086) 221-3010